

令和3年木造建築士試験
「設計製図の試験」の合否判定基準等について

1. 合否判定基準

木造建築士試験「設計製図の試験」は、「与えられた内容及び条件を充たす建築物を計画し、設計する知識及び技能について設計図書の作成を求めて行う。」ものであり、その合否判定における令和3年試験の「採点のポイント」、「採点結果の区分」及び「合格基準」は、次のとおりである。

| 設計課題 | 「専用住宅（木造2階建て）」 |
|----------|--|
| 採点のポイント | (1) 架構計画（平面計画に対応した柱、横架材、小屋組等の構成） (2) 耐震性に対する配慮 (3) 木拾いに関する知識 (4) ・ ^{はしらづえ} 柱杖に関する知識（ ^{はしらづえ} 柱杖図を選択した場合） ・矩計に関する知識（矩計図を選択した場合） (5) 要求図書の表現 (6) 設計条件・要求図書に対する重大な不適合 ①要求図書のうち図面が1面以上未完成 ②図面相互の重大な不整合 |
| 採点結果の区分等 | ○採点結果については、ランクⅠ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳの4段階区分とする。 ランクⅠ：「知識及び技能」 [※] を有するもの ランクⅡ：「知識及び技能」が不足しているもの ランクⅢ：「知識及び技能」が著しく不足しているもの ランクⅣ：設計条件・要求図書に対する重大な不適合に該当するもの [※] 「知識及び技能」とは、木造建築士として備えるべき「建築物の設計に必要な基本的かつ総括的な知識及び技能」をいう。 ○採点の結果、ランクⅠ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳのそれぞれの割合は、次のとおりであった。 ランクⅠ：67.7%、ランクⅡ：1.1%、ランクⅢ：26.4%、ランクⅣ：4.8% |
| 合格基準 | 採点結果における「ランクⅠ」を合格とする。 |

2. その他

試験問題及び標準解答例は、当センターホームページに掲載します。